

なつ所以ナリ。

然るに我國に於ては之に關する事務各有に分屬し其の管轄の範圍亦明確ならず。或は國際労働問題、内外移民問題の如き或は社會保險其他各種労働立法の如き或は労働調查統計事務の如き其の類例に乏しからず。從て事務上の連絡宣傳と失ひ之が行政動搖すれど敏治と缺き政策の根本未だ樹立すに至らず。當面各個の問題に就て上往々にて矛盾又は凝滯に陥るゝ跡をさせを保せざるなり。

今や行政整理の機に際す。須らく政務の配分政費の接掌排官一氣を制して社會政策に關する緊切の施爲に力を盡し將來に禍を貽すことをからむべし。依て速かに上述各種の行政を統合す了特別の一機關を設置

ニ國策を定まると共に適切なる措置を執り以て産業の發展と民心の安定とを圖るに遺憾をからしめることと切望す。

右本會常議員會の議を經て建議候也

大正十一年七月 協調會

第十項 工場法改正案に關する意見書

第二に大正十二年二月十五日には「工場法改正案に對す了意見書」を政府に提出した。第一回國際労働會議以來の問題であつた労働時間、最低年齢等の問題は永らく権密院に停滞してゐたために、大正十一年七月一日より實施すべき答へルが同年末に到つて漸々之社會局が元の原案作成に着手す了と言ふ始末であつた。たゞ此の問